

国産大豆取引等の現状と課題

平成16年7月
農林水産省生産局

目 次

| | | |
|---------------------|-------|----|
| 1 . 交付金対象大豆の取引 | | |
| (1) 交付金対象大豆の取引方法 | ----- | 1 |
| (2) 入札取引 | ----- | 1 |
| (3) 契約栽培 | ----- | 3 |
| (4) 相対取引 | ----- | 5 |
| (5) 販売代金の精算 | ----- | 6 |
| 2 . 交付金対象大豆取引の現状と課題 | | |
| (1) 入札取引 | ----- | 7 |
| (2) 契約栽培 | ----- | 11 |
| (3) 相対取引 | ----- | 13 |
| (4) 多元的販売 | ----- | 14 |
| 3 . 大豆の備蓄 | ----- | 15 |
| 4 . その他 | | |
| (1) 交付金対象外大豆 | ----- | 16 |
| (2) 適切な情報交換・提供 | ----- | 17 |
| (3) 国産大豆の需要拡大 | ----- | 18 |
| (4) 大豆作経営安定対策 | ----- | 20 |

1. 交付金対象大豆の取引

(1) 大豆交付金対象大豆の取引方法

平成11年産以前の旧交付金制度においては、交付金対象大豆は、原則として、売り手である全国農業協同組合連合会及び全国主食集荷協同組合連合会が自ら実施する入札取引で販売されていた。

平成12年産大豆から、国産大豆の安定的な取引を推進するため、入札取引において適正かつ透明な価格形成が行われることを前提として、それまで例外的に実施していた随意契約(契約栽培)による取引を拡充し、相対取引・契約栽培を可能としたところである。

(2) 入札取引

大豆の産地品種銘柄等ごとの需給動向及び品質評価を的確に反映した価格形成を図り、取引の指標となる価格を明らかにするため、入札取引は、平成12年産から透明かつ適正な実施を確保する観点から、市場開設者と売り手を分離することとし、第三者機関である(財)日本特産農産物協会(特農協会)を市場開設者として、原則月1回以上(販売最盛期には毎週)実施している。

なお、具体的な運営方法は、特農協会の業務規程等で定められており、上場数量は、適正な市場評価を行う観点から、各銘柄ごとに集荷数量の3分の1以上とすることが義務づけられている。

新たな大豆政策大綱(抜粋)

(1) 取引形態の多様化

今後、国産大豆の需給相均衡した量的拡大を図っていく上では、生産者・実需者で安定的な取引関係が構築されることが重要であり、このため、入札取引において適正かつ透明な価格形成が行われることを前提として、相対取引・契約栽培の拡充を図る。

取引形態別販売数量

(単位:千トン、%)

| | 12年産 | | 13年産 | | 14年産 | | 15年産 | |
|------|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| | 数量 | シェア | 数量 | シェア | 数量 | シェア | 数量 | シェア |
| 入札取引 | 41 | 29 | 34 | 19 | 71 | 38 | 54 | 39 |
| 相対取引 | 78 | 56 | 136 | 76 | 96 | 52 | 43 | 32 |
| 契約栽培 | 21 | 15 | 10 | 5 | 19 | 10 | 39 | 29 |
| 計 | 139 | 100 | 180 | 100 | 186 | 100 | 137 | 100 |

注:15年産については、16年5月末現在の販売数量

新たな大豆政策大綱(抜粋)

(2) 入札取引の透明化・適正化

需給事情や品質評価を反映して銘柄ごとの市場評価をより透明かつ適正に行うことができるよう、入札取引について、市場開設者と売り手の分離、結果の公表等を行う。

大豆の入札取引の概要

| 事項 | 11年産以前 | 12年産以降 |
|---------------|-------------------------------------|---|
| 市場開設者 | 全農(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)、全集連 | (財)日本特産農産物協会 |
| 入札参加者 | (買い手)売買諸事項等を承諾した者 | (売り手)大豆の集荷業務を行う者が構成員となっている法人、農業協同組合連合会又は農業協同組合で協会の登録を受けた者 (買い手)大豆の販売事業を行う者、大豆を使用した製品の製造の事業を行う者で協会の登録を受けた者。ただし、公正な価格形成・確実な買い受けが行われるよう、入札取引委員会の議決を経て、登録の制限又は条件を設定することができる。 |
| 入札回数 | 月2回程度 | 原則として毎月1回以上(最盛期は週1回) 各月ごとの実施期日は、協会が定めて前月20日までに登録者に通知 |
| 上場対象銘柄 | 全銘柄 | 全銘柄 |
| ロット組み | 1ロット10トン以上 | 1ロット9.6トン以上 |
| 入札販売数量の通知 | - | 協会は入札販売数量(ロット表)を入札取引実施期日の2日前までに買い手に通知 |
| 入札方法 | - | FAX等で入札 |
| 入札に関するルール | - | 不当な申込価格の決定の禁止、不当な予定価格(最低販売価格)の決定の禁止 予定価格制 |
| 値幅制限 | なし | なし |
| 建値制 | 正味60kg、包装込み2等価格 | なし |
| 落札の決定 | 予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって申込をした者を落札者とする。 | 予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって申込をした者を落札者とする。 |
| 結果の公表 | 落札者名、落札数量を公表 | 落札平均価格(産地品種銘柄別)、入札販売数量、落札数量等を月単位で公表、取引指標価格(月単位)を売り手に通知 |
| 運営拠出金 | - | 売り手及び買い手は、協会の運営に要する経費として、それぞれ1円/60kgを協会に拠出 |
| 供託金 | 入札保証金として、応札金額の1/10以上 | なし |
| 受渡期限 | 入札日から60日以内 | 協会が定める日(入札日から60日以内) |
| 入札取引の監視 | - | 入札取引の実施期日ごとに取引監視員3人以上を立ち会わせるものとする。 |
| 入札取引への参加の制限 | - | 売り手又は買い手が公正な価格形成を妨げ若しくは妨げるおそれがある場合、又は買い手が落札した大豆の買い受けを確実に行わず、若しくは確実に行わなくなるおそれがある場合は、入札取引委員会の議決を経て当該売り手又は買い手の入札取引への参加を制限することができる。 |
| 適正な価格形成のための調整 | - | 価格の著しい上昇や低下を回避し、円滑かつ安定的な価格形成を行う上で必要と認める場合は、入札取引委員会の議決を経て入札取引の制限又は停止、実施期日の調整等を行うことができる。 |

(3) 契約栽培

国産大豆の需給相均衡した量的拡大を図っていく上で、生産者・実需者間で年間を通して安定的な取引関係を構築することが重要であるとの観点から、「新たな大豆政策大綱」により、契約栽培を含む相対取引を拡充することとしたところである。

契約栽培の具体的な仕組みは、生産者団体等の内規で以下のとおり規定されている。

は種前に契約栽培に関する契約を締結し、
収穫後に、(財)日本特産農産物協会が通知する取引指
標価格に基づき、契約価格が決定した後、売買契約を締
結する

契約数量は、予定数量に対し、概ね上下10%のアロー
ンスを設定

契約価格は、入札取引結果に基づき特農協会が月ごと
に算定した銘柄ごとの取引指標価格に、プレミアム単価
を加算した額を基準として決定

プレミアム単価は、収量等品種の特性を踏まえ、銘柄
ごとに(1,500円/60kgの範囲内)定める

契約数量は概ね20トン以上とする

契約栽培の基本的な仕組み

| 種類 | 条件提示 | 契約の内容 |
|------------------|------------|----------------------------------|
| 契約栽培の契約 (は種前) | 2月及び 5月 | 産地、銘柄、契約面積、予定数 量、プレミアム単価等 |
| 個別売買の契約 (収穫後) | | 産地、銘柄、契約数量、単価、 受渡期限、建値場所、倉庫名等 |

交付金対象大豆(契約栽培・相対取引)の要件

入札取引によらず販売される大豆にあっては、次に掲げる基準に適合するものとする。

取引に係る数量が、概ね20トン以上であること

取引に係る価格が、入札取引により形成される価格を指標とし、かつ、当該価格の上下概ね1,500円以内であること

アローワンス

予定数量に対する実出荷数量が作況により増減することから、予定数量を基準として一定の幅を設定し、その幅を上回った場合には改めて追加契約を行い、下回った場合で、かつ、売り手側の責に帰する場合には、売り手が違約金を支払うこととなる。

取引指標価格

- ・ (財)日本特産農産物協会は、産地品種銘柄別及び等級別の取引指標価格を月別に算定して売り手(全農、全集連)に通知する。
- ・ 取引指標価格は、入札取引における産地品種銘柄等別及び等級別の落札金額を落札数量で加重平均して得た価格とする。
- ・ 当該月に入札に付されなかった産地品種銘柄等については、その前月の取引指標価格をもって取引指標価格とする。

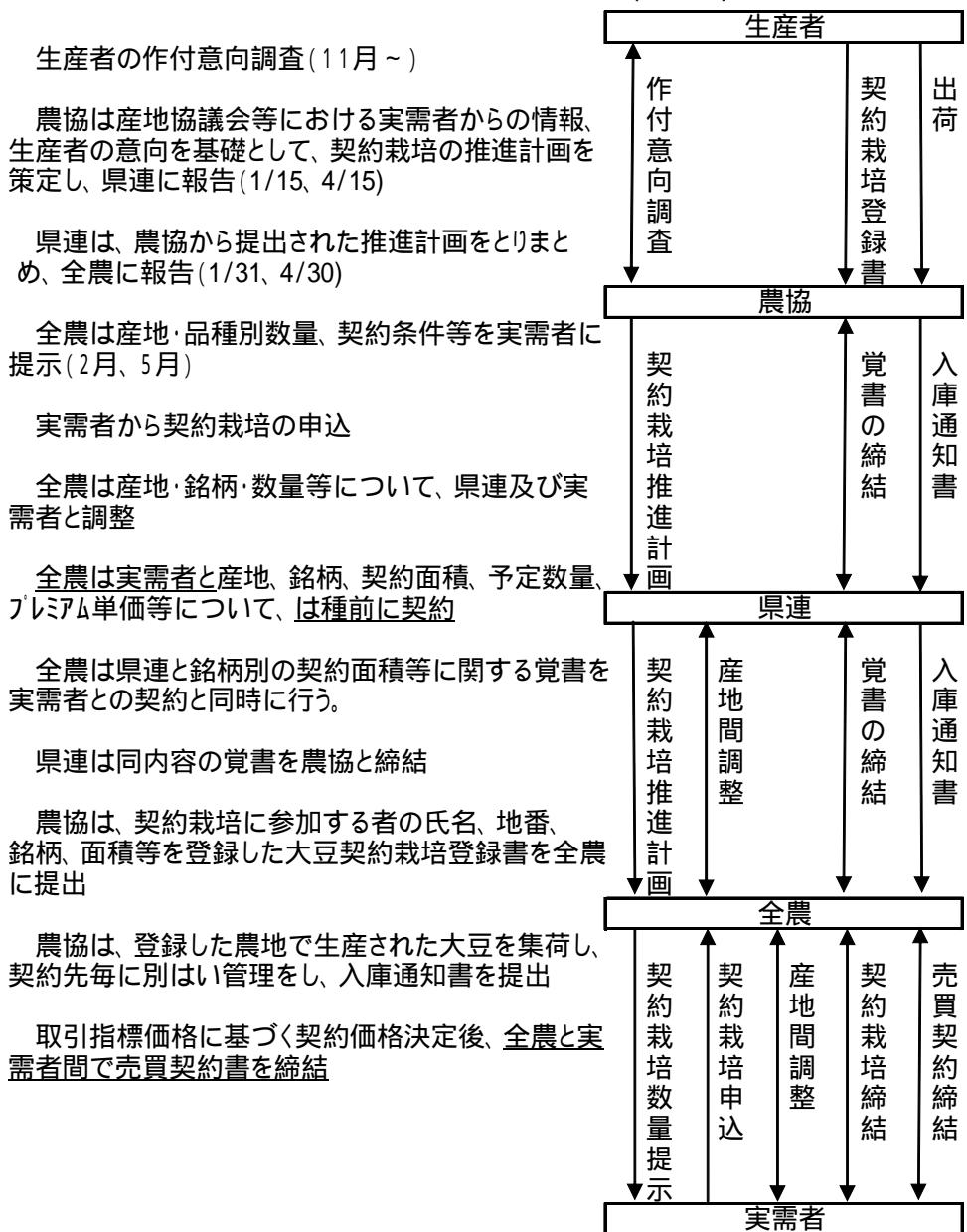
なお、併せて引取時におけるトラブルの発生を防止する観点から、違約条項が設定できる旨規定されているが、実際に適用された事例はない。

違約条項

契約には、次の場合の違約条項等を設定することができる。
正当な事由なく契約に基づく引取、出荷が行われない場合
集荷された大豆の品質に関する問題が生じた場合

契約栽培は、生産者、農協、県連、全農及び実需者の中で、右図の流れで実施されている。

交付金対象大豆の契約栽培の流れ(全農)



(4) 相対取引

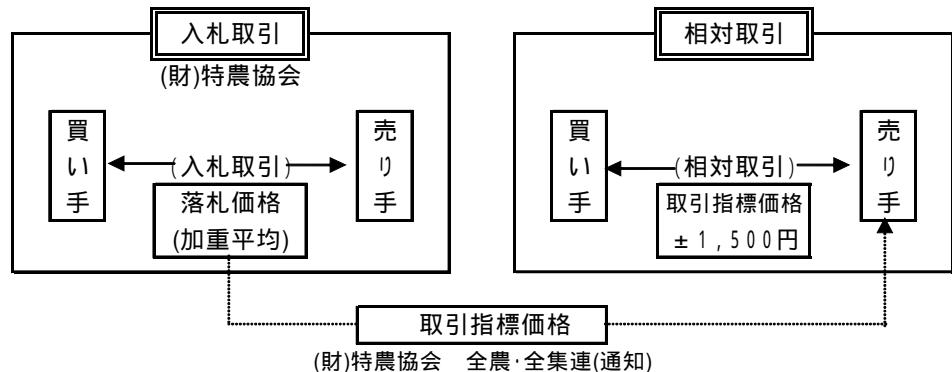
相対取引は、特定の実需者が必要とする大豆を確実に供給する手法として、交付金対象大豆の円滑な販売に一定の役割を果たしている。

相対取引は、生産者団体等の内規により、年間、期別及びスポットの3類型に区分され、以下のとおり実施されている。

ア 取引価格は引取時の取引指標価格を基準に、上下概ね1,500円以内で決定。

イ 購入申込数量は、概ね20トン以上とする。

相対取引の概要



相対取引の類型別取引方法（全農）

| 類型 | 取引方法 | |
|--------|------------|--|
| 年間取引 | (1)提示時期 | 収穫年の10月 産地・品種別の相対取引計画数量の2分の1程度を年間取引数量とする。 |
| | (2)提示枠の考え方 | 全農は、経済連と協議の上、の数量の範囲内において前年産の産地品種別買入実績に応じて買い手別に提示枠を算出し、年間取引を希望する買い手に提示する。 買い手別に提示した数量の残量をオープン提示枠とする。 |
| | (3)販売価格 | 引取時の取引指標価格を基準 |
| | (4)引取期限等 | 引取期限は、翌年10月末 1回当たりの引取数量は、原則として5トン以上 |
| | (5)購入申込 | 買い手は、提示後1か月以内に購入申込 購入申込数量は、原則として20トン以上 |
| 期別取引 | (1)提示時期 | 収穫年の12月並びにその翌年の3月及び6月 |
| | (2)販売価格 | 引取時の取引指標価格を基準 |
| | (3)引取期限等 | 引取期限は、各期末後1か月以内 1回当たりの引取数量は、原則として5トン以上 |
| | (4)購入申込 | 買い手は、提示後1か月以内に購入申込 購入申込数量は、原則として20トン以上 |
| スポット取引 | (1)提示時期 | 取引指標価格の決定後随時 |
| | (2)販売価格 | 引取時の取引指標価格を基準 |
| | (3)引取期限等 | 引取期限は、取引指標価格が適用される月末 1回当たりの引取数量は、原則として5トン以上 |
| | (4)購入申込 | 買い手は、随時購入申込 購入申込数量は、原則として20トン以上 |

(5) 販売代金の精算

生産者に対する販売代金の支払いは、原則として、都道府県を区域とした銘柄ごとの共同計算により実施されている。

銘柄ごとの市場評価を生産者手取りに的確に反映させるためには、販売の都度ロット別に精算することが考えられるが、

販売時期により価格、保管経費に差が生じることから、これを直接、生産者手取りに反映させることは却って不公平が生じること

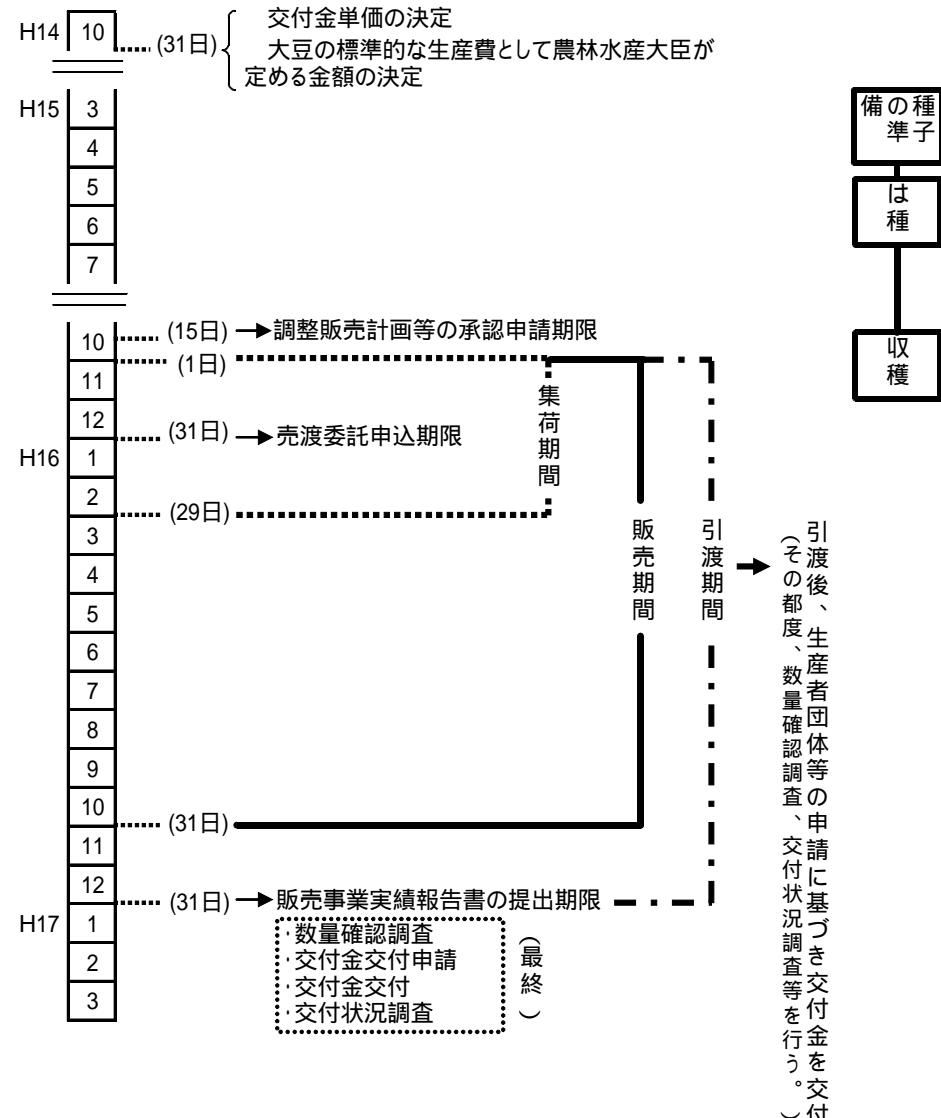
ロット別に生産者を特定し精算するためには、事務が大幅に増加すること等を勘案し、共同計算が実施されているものである。

具体的には、生産者団体等において、契約栽培のプレミアム単価等を加味した上で、市場実勢による格差をつけて銘柄、等級及び大・中・小粒別に精算金額が算出され、産年の翌年度末ごろ精算されている。

また、生産者に対しては、手取りを早期に確保するため、委託販売契約に基づく入庫の時点で、概算金（当該年産に係る交付金相当額）が支払われることになっている。

なお、販売価格については、(財)日本特産農産物協会が報道機関への情報提供及びホームページへの掲載で公表するとともに、生産者団体等も「大豆情報委員会だより」に掲載し、系統を通じて生産者へ伝達されている。

大豆交付金制度の運用体系図（平成15年産の例）



2. 交付金対象大豆取引の現状と課題

(1) 入札取引

近年の国産大豆の価格動向は、生産量の急激な増加に伴い10年産の7,000円/60kg台から、13・14年産では4,000円/60kg台に低下したが、15年産は一転して高騰し、16年6月末の累計平均価格は10,046円/60kg(前年同期比214%)となっている。

交付金対象大豆の集荷数量と平均入札販売価格の推移

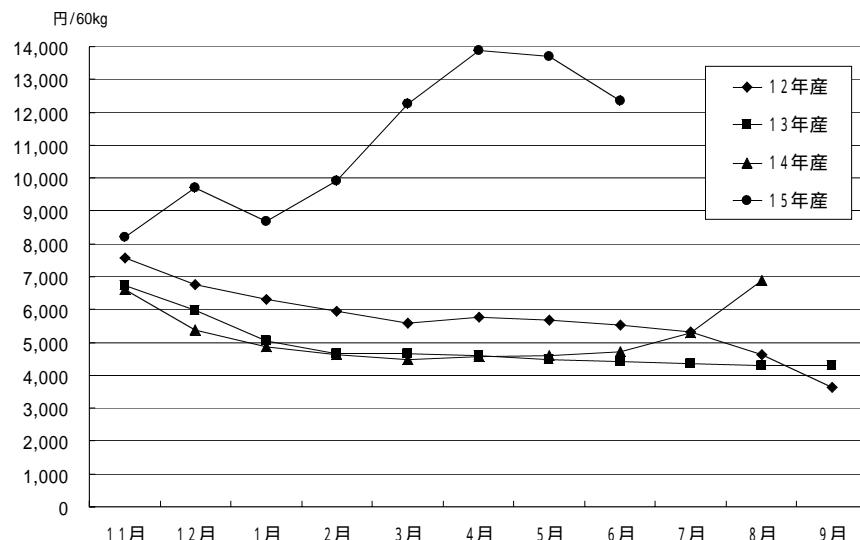
| | 10年産 | 11年産 | 12年産 | 13年産 | 14年産 | 15年産 |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 集荷数量 (千トン) | 73 | 93 | 139 | 180 | 186 | 150 (見込) |
| 平均入札 販売価格 (円/60kg) | 7,488 | 6,780 | 5,936 | 4,726 | 4,815 | 10,046 |

注1:入札販売価格には消費税を含む。

注2:15年産の集荷数量は16年3月末現在の見込である。

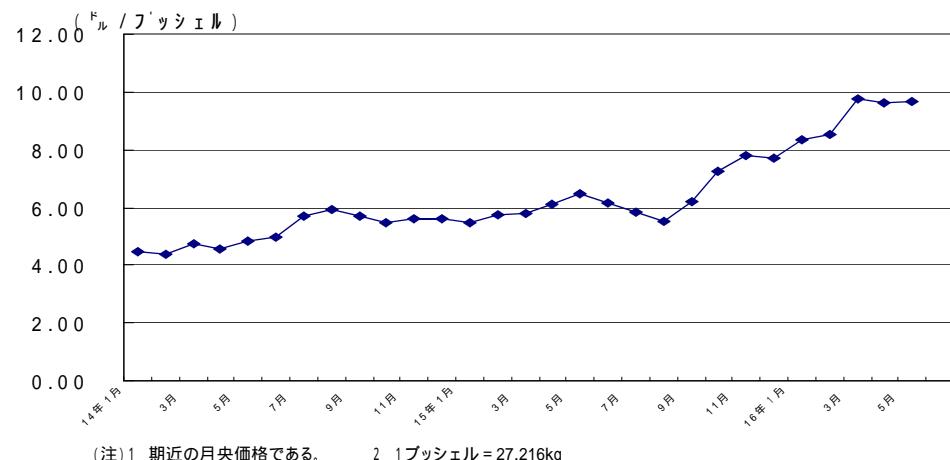
注3:15年産の入札販売価格は16年6月末までの累計平均販売価格である。

月別入札価格の推移 (12～15年産)

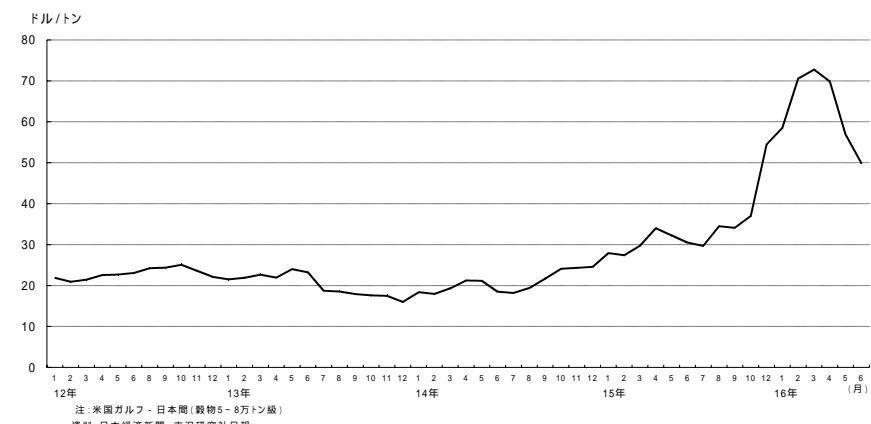


15年産の価格上昇の原因としては、
天候不順に伴う作柄の低下による集荷量の減少
シカゴ相場の上昇、海上運賃の値上がり等による輸入大豆価格の高騰
食の安全・安心に関する意識の高まり等から、国産大豆の需要が堅調となった
等が考えられる。

シカゴ相場の推移



海上運賃の推移



豆乳の生産量の推移

| | 12年 | 年 対前年比 (%) | 13年 | 年 対前年比 (%) | 14年 | 年 対前年比 (%) | 15年 | 年 対前年比 (%) |
|-----|--------|------------------|--------|------------------|--------|------------------|---------|------------------|
| 生産量 | 54,041 | - | 67,275 | 124.5 | 78,588 | 116.8 | 127,939 | 162.8 |

注) 1: 農林水産省調べによる。

2: 日本豆乳協会加盟8社の実績である。

一方、入札取引の実施状況をみると、

- ・ 入札取引に係る(財)日本特産農産物協会への登録状況では、買い手は年々増加しており、15年産は、新規登録者が全体に対して13%と、その割合が大きくなっている。
- ・ また、入札後の引取状況について、主産県における荷渡指図書発行後の出庫状況をみると、16年5月末現在約4割が未出庫の状態となっているが、これは昨年並みのペースである。

入札取引に係る買い手の登録状況

| 買い手 | 12年産 | | 13年産 | | 14年産 | | 15年産 | |
|------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| | 140 | 100 % | 148 | 100 % | 161 | 100 % | 180 | 100 % |
| うち継続 | 126 | 90 % | 131 | 89 % | 144 | 89 % | 157 | 87 % |
| 新規 | 14 | 10 % | 17 | 11 % | 17 | 11 % | 23 | 13 % |

主産県における荷渡指図書発行後の在庫状況(5月末現在)

(単位:トン)

| 産地主要倉庫 | 荷渡指図書発行数量(a) | 実出庫数量 | 在庫数量(b) | 在庫率(b/a) |
|--------|--------------|--------|---------|----------|
| A | 7,500 | 4,100 | 3,400 | 45.3% |
| B | 9,100 | 5,700 | 3,400 | 37.4% |
| C | 11,700 | 8,300 | 3,400 | 29.1% |
| D | 9,800 | 5,000 | 4,800 | 49.0% |
| E | 11,000 | 5,900 | 5,100 | 46.4% |
| 計 | 49,100 | 29,000 | 20,100 | 40.9% |

このような状況の中で、実需者からは、年次間変動の少ない安定的な供給が強く求められるとともに、現行の入札取引について、

値幅制限の導入

入札参加の制限もしくは実績主義の導入

供託金制度の導入

受渡期限の短縮

集荷・販売に係る情報の的確かつ積極的な提供等を検討すべきではないかとの意見が出されている。

入札取引に関する意見

- ・価格が高騰時において、落札価格の上限を設けるべきではないか
- ・入札取引の参加資格の審査を厳しくしたらどうか
- ・未引取りを防ぐため入札参加者から供託金を取つたらどうか
- ・集荷・販売等の情報を迅速かつ的確に流すことが必要ではないか
- ・思惑買いを防止する方策が必要ではないか
- ・売買契約における受渡期限を短縮したらどうか

なお、大豆は、市場のメッセージが明確に伝わるよう値幅制限が設けられていないが、15年産のような、需給逼迫時における入札取引方法に対する実需者の要望に、どのように応えていくかが課題となっている。

他品目の入札取引等に係る値幅制限

| | 【麦】 | 【米】 |
|------|---|--|
| 基準価格 | 前年産の産地別銘柄の指標価格 (=落札加重平均価格) (入札は、は種前8月に2回実施) | - |
| 値幅制限 | 基準価格の±5%、小麦については17年産から±7%の範囲内で入札 | 平成10年産から廃止 |
| 入札 | 建値制、数量単位 買い手の入札申込限度数量あり(買い手の過去の麦種別買受実績シヤの1.35倍、小麦については17年産から1.45倍) | 建値制、数量単位 入札申込限度数量あり(産地品種銘柄ごとに上場数量の3分の1) (但し、日常的取引を除く。) |

(2) 契約栽培

交付金対象大豆の契約栽培におけるは種前契約数量は、平成12～14年産では2万トン台で推移したが、15年産については、4万9千トンに拡大した。

契約栽培の目的については、

必要な銘柄・品質の大豆を、出来秋前に確実に確保しておきたいという実需者のニーズに応えること

有機栽培等の特別な栽培、高度な選別など、付加価値の高い大豆を実需者と直接結びつけること

の2点が考えられるが、現在、実需者が希望するのは前者が大半となっている。

実際には、全国団体が契約の受け手となり、生産者等から売渡委託された大豆の中から、指定の銘柄及び等級の必要数量を実需者（買い手）に渡す方式をとっている。

この場合、は種前に、生産者（JA）へ契約栽培の条件通知はされるものの、それ以降の運用は、他の取引形態と差がないことから、生産者個々の契約栽培に対する意識が希薄になるという問題が生じている。

また、実需者側については、

国産大豆が供給過剰となり、販売価格の低落が見込まれる場合、実需者は、スポット的な購入が可能な相対取引に流れ、は種前契約が履行されない

逆に、15年産のように、天候不順等により集荷量の減少が見込まれた場合、必要量を確実に手当てしておきたいという思惑から、契約栽培の申込が殺到するという事態も発生している。

契約栽培の締結状況

(単位：トン)

| | 12年産 | 13年産 | 14年産 | 15年産 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| は種前契約数量 | 23,967 | 20,966 | 21,236 | 49,000 |
| 売買数量 | 20,541 | 9,624 | 18,767 | - |
| 売買契約率 = / | 86% | 46% | 88% | - |
| 作況指数 | 108 | 104 | 101 | 85 |

注：14年産以降の作況指数は、10a当たり平均収量(過去7カ年の実績のうち、最高、最低を除いた5カ年の平均値)対比である。

なお、現行の契約栽培の仕組みに関して、実需者側からは、

は種前契約時に、価格、品質及び数量の見通しがたたない

複数年契約ができるようにすべき
等の意見、生産者側からは、

集荷数量の3分の1は、入札取引に上場する義務があるので、契約栽培を希望する全ての生産者の要望に応えられない

は種前契約時に、取引価格が分かる方がよい
価格低下傾向時には、一方的に契約が破棄される等の意見が出されている。

今後、交付金対象大豆の安定的な取引を推進するためには、契約栽培のあり方について、入札取引や相対取引との関係を考慮しつつ、見直しを行う必要がある。

具体的には、は種前契約が確実に履行される方策や、出来秋時の大幅な価格変動を緩和する方策について、検討する必要がある。

なお、価格変動の緩和に当たっては、販売価格の変動による農家所得への影響を緩和する大豆作経営安定対策との整合性に留意する必要がある。

契約栽培に関する実需者の意見

- ・ 取引時の取引指標価格（入札価格）を指標としなければならぬ、は種前契約時に購入価格の見通しが立てにくい
- ・ 品質や数量について、は種前契約時と取引時のズレが大きい
- ・ 契約数量が100%履行されないときは、売り手にもペナルティを課すべき
- ・ 安定供給のため、複数年契約ができるようにすべき

契約栽培に関する生産者側の意見

- ・ 作柄不良等により集荷数量が少なくなった場合、契約数量履行の障害となる
- ・ 契約締結時に手取価格が分かる方が契約栽培に取組みやすい
- ・ 契約栽培が増えると指標となる取引指標価格（入札価格）を押し上げることとなる
- ・ 供給過剰となり販売価格が低下しているときは、実需者がは種前契約を一方的に破棄してしまう
- ・ 地場の実需者と農協が直接栽培契約を締結できるようにならないか

(3) 相対取引

相対取引は、平成12、13年産のような供給過剰基調の際には、入札取引を補完することにより、販売価格の下支えの役割を担った。

一方、15年産では、集荷数量の減少が予想されたことから、生産者団体等は、入札、契約栽培を優先して実施することとしたため、相対取引は減少せざるを得なくなつた。

しかしながら、実需者側の強い希望により、これまで国産大豆を安定的に購入してきた実需者を中心に、相対取引による販売を実施したところである。

また、類型別にみると

14年産までは需要に対し供給量が多かったことから、年間取引及び期別取引を実需者に提示しても希望がなかつたこと

一方、15年産については、生産者団体等が入札価格を安定させるために入札取引による販売を優先し、年間取引及び期別取引を提示できなかつたことから、すべてスポット取引による販売となつてゐる。

相対取引の販売数量

(単位:千トン, %)

| | 12年産 | | 13年産 | | 14年産 | | 15年産 | |
|------|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| | 数量 | シェア | 数量 | シェア | 数量 | シェア | 数量 | シェア |
| 販売数量 | 139 | 100 | 180 | 100 | 186 | 100 | 137 | 100 |
| 相対取引 | 78 | 56 | 136 | 76 | 96 | 52 | 43 | 32 |

注:15年産については、16年5月末現在の販売数量である。

(4) 多元的販売

交付金対象大豆の販売は、その大部分を全農等が実施しているが、一部の経済連等は、全農等と大豆販売代行契約を結び、入札の上場、相対又は契約栽培の提示及び販売を行っている。

14年産における経済連等の販売は、3県1,261トンで実施されており、全体の0.7%となっている。

多元的販売は、

地場需要に的確に対応した販売の拡大

生産者に近い段階で販売を行うことによる市場評価の産地への迅速な伝達

等の効果が期待できる。

今後、実需者ニーズを適切に反映した安定生産と品質改善という産地ごとの努力を市場評価につなげるためにも、多元的販売は重要な取組みである。

このため、多元的販売が円滑に推進されるよう、生産者に対する販売代金の支払方法について、現行の都道府県を区域とした共同計算による支払いを、農協あるいは大規模生産者単位で実施できないかなどについて、検討する必要がある。

新たな大豆政策大綱(抜粋)

(1) 多元的販売の実施

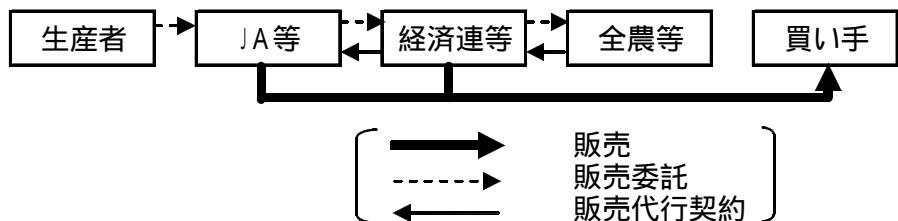
年間を通じて安定的な販売が行えるよう、全国団体の調整の下に計画的かつ合理的な販売を、単協、経済連を含めて多元的に展開する。

多元的販売

通常の販売



経済連等による販売



経済連・単協等販売の実施状況

(単位:トン, %)

| | 12年産 | 13年産 | 14年産 |
|------------|---------|---------|---------|
| a 経済連等販売数量 | 1,064 | 1,986 | 1,261 |
| b 全体販売数量 | 138,855 | 179,987 | 185,861 |
| c 構成比(a/b) | 0.8 | 1.1 | 0.7 |

3 大豆の備蓄

(1) 大豆の備蓄制度については、天変地異や局地紛争、港湾ストライキ等、不測の事態の発生により大豆の供給が一時的に阻害された場合に対処するため、現物を市場に放出することによって、社会的、経済的な混乱を防止することを目的として、昭和49年に国の大蔵省大豆備蓄対策事業として開始した。

(2) 制度の仕組みについては、事業実施主体である(社)大豆供給安定協会が所有する輸入大豆を製油企業のサイロを活用した流動的混合保管方式により備蓄することとしており、国は同協会に対し借入金利及び在庫確認料等を補助するとともに、備蓄大豆の保管を行う大豆保管企業協議会に対し、保管に要する経費を補助している。

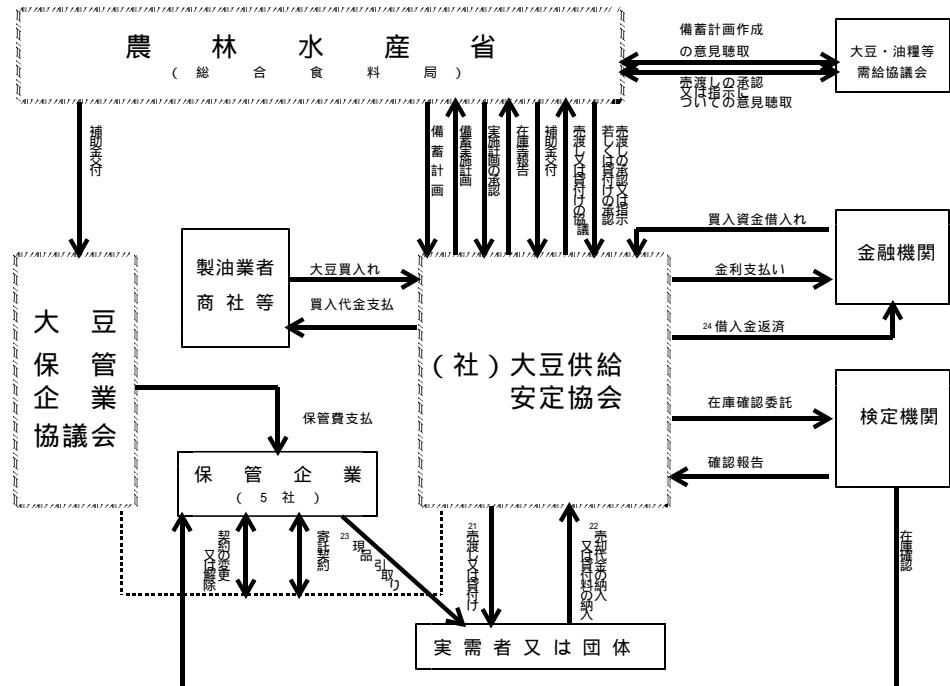
(3) 備蓄量は食品用大豆の需要量の概ね1ヶ月分を目安とし、昭和56年度以降8万トンを備蓄していたが、平成7年10月以降は、食品用大豆の利用業界における在庫状況等を勘案し、5万トン程度の備蓄となっている。

(4) 備蓄用の大豆については、制度の趣旨及び輸入大豆と国産大豆の大きな価格差等から、輸入大豆を対象として実施している。

大豆備蓄対策事業実施要領（抜粋）

この事業は、大豆の一時的な需給の逼迫等に対処するための大蔵省大豆の備蓄を実施するとともに、大豆及び大豆関連製品の需給及び価格に関する情報の収集、提供を行うことにより、これらの需給及び価格の安定を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的とする。

大豆備蓄対策事業の仕組み



大豆備蓄数量と予算額の推移

| 年 度 | (単位:千トン、百万円) | | | | | | |
|-------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | S 4 9 | S 5 2 | S 5 6 | H 7 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 |
| 備蓄数量 | 20 | 70 | 80 | 50 | 50 | 49 | 47 |
| 予 算 額 | 125 | 1,339 | 1,472 | 1,055 | 585 | 560 | 760 |

4. その他

(1) 交付金対象外大豆

大豆生産量のうち交付金制度により流通する大豆以外の数量は、生産量の増減に拘わらず9万トン前後と、概ね一定で推移している。

これら9万トン程度の大豆は、制度的に交付金対象外となっている種子大豆、黒大豆、農家自家消費の他、青大豆等の特色ある品種や有機栽培等、特定の実需者と結びついて取引が行われているものと考えられる。

今後、このように実需者に評価される特色のある大豆の生産を推進し、交付金に頼らずに、安定的に生産が可能な産地づくりを進めていく必要がある。

交付金対象比率等の推移

(単位:千㌧, %)

| | 10年産 | 11年産 | 12年産 | 13年産 | 14年産 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 生産量 | 158 | 187 | 235 | 271 | 270 |
| 交付金対象数量 | 73 | 93 | 139 | 180 | 186 |
| 交付金対象外数量 | 85 | 94 | 96 | 91 | 84 |
| 交付金対象比率 | 46.5 | 49.6 | 59.1 | 66.3 | 68.8 |

交付金対象外大豆の事例

- ・S県H町では、町、農協及び普及センターの協力のもと、生産組合を組織し、近隣の実需者である豆腐、味噌及び醤油業者へ直接販売
- 生産組合では実需者の要望に応えるため、農薬の削減、機械選別後の手選別などを推進
- また、栽培ほ場の見学会などを実施し、信頼関係の構築

(2) 適切な情報交換・提供

実需者ニーズに沿った国産大豆の販売・生産を推進するため、生産者・実需者で構成する「国産大豆協議会」を開催し、両者の情報交換を緊密化するとともに、定期的に「大豆情報委員会」を開催している。

これらを通じて、生産者団体は、各種の情報を分析の上、それを踏まえて今後の生産方針等を決定し、生産者に伝達するとともに、最新の集荷・販売等の情報を実需者へ伝達している。

なお、今後とも、需給・価格情報を更に迅速に伝達することに加え、産地の評価をきめ細かく、かつ分かり易く生産者へ伝えていくことが課題である。

新たな大豆政策大綱(抜粋)

(2) 適切な情報交換・提供

実需者ニーズに沿った販売・生産を推進するため、生産者・実需者で構成する協議会における両者の情報交換を緊密化するとともに、生産者団体は、定期的に需給・価格情報に関する委員会を開催して各種の情報を分析の上、それを踏まえて今後の生産方針等を決定し、公表等を通じてこうした情報や決定事項を生産者に的確に伝達しつつ、確実に実行していくこととする。

大豆情報委員会の開催状況

15年産大豆の生産・販売状況等

第27回 平成15年10月30日

第28回 平成16年2月10日

第29回 平成16年4月2日

第30回 平成16年4月28日

(3) 国産大豆の需要拡大

国産大豆の需要拡大を図るには、大豆の健康面での機能性や、国産大豆の必要性について消費者の理解を得ることに加えて、安定供給、ロットの均質化を進め、実需者が国産大豆を使い易くしていくことが基本である。

そのため、全国的な取組として、

- ・大豆の持つ機能性や料理法を紹介するためのチラシ、パンフレットの作成
- ・ブロック段階での大豆フォーラムの開催
- ・国産大豆のシンボルマークの普及

等を実施してきたところである。

また、道府県、産地段階の取組としては、地産地消の推進を中心に、

- ・地場加工業者等による地場産大豆の加工利用
- ・体験ほ場の設置等による「総合的な学習の時間」を活用した、学校教育との連携
- ・栄養士への研修、メニューの作成等の学校給食等との連携
- ・農産加工グループによる産地加工

等の推進を行っているところである。

しかしながら、地産地消の取組である農産加工グループの国産大豆の使用実績は、生産量の2%程度にとどまっている状況にある。

地産地消の優良事例

- ・A県H農協では、地元豆腐加工業者と提携し、14年4月より管内産大豆100%100円豆腐を同農協Aコープ店で商品化。売場のメインアイテムとして1日1,200丁を販売。当該農協管内の13年産大豆のうち販売向けとなった75トンをほぼ全量を消費
- ・S県では、県、JAグループ及び学校給食会の連携により、県産農産物の学校給食への導入を推進。大豆については、系統流通業者から、納豆、味噌、ボイル大豆等の県内加工メーカーへ県産大豆を供給し、給食会が購入することにより、県内小中学校への供給体制を確立

農産加工グループの国産大豆利用実績

(単位:トン)

| | 計 | 味噌 | 豆腐・油揚 | 納豆 | 煮豆 | 黄粉 | 豆菓子 | その他 |
|------|-------|-------|-------|-----|----|-----|-----|-----|
| | | | | | | | | |
| 10年産 | 3,668 | 2,405 | 692 | 322 | 21 | 66 | 18 | 145 |
| 11年産 | 4,053 | 2,456 | 884 | 406 | 26 | 66 | 54 | 161 |
| 12年産 | 4,119 | 2,330 | 1,011 | 339 | 30 | 105 | 54 | 154 |
| 13年産 | 5,310 | 2,514 | 1,843 | 404 | 38 | 93 | 93 | 215 |
| 14年産 | 6,001 | 2,933 | 1,916 | 384 | 34 | 99 | 91 | 542 |

資料:農産振興課調べ

また、国産大豆シンボルマーク（国産大豆100%使用の場合に表示）は、平成12年に国産大豆協議会で定められ、実需者への普及が図られているところである。

しかしながら、その使用割合は全体の3%程度であり、国産の強調表示がされている商品に占める割合でも、13%程度と表示が進んでいないことが課題である。

今後とも、国産大豆の安定的な需要を確保し、生産や価格の安定化を図る上で、これらの需要拡大の取組を拡大していくことが重要である。

そのため、
契約栽培の推進等による実需者との連携の強化、
地場産大豆加工品の販売、
学校給食への導入、
国産大豆シンボルマークの普及等、適正な国産大豆表示の推進
を図っていく必要がある。

国産大豆シンボルマークの表示状況

| | 調査商品数 | うち「国産」強調表示 | うちシンボルマーク |
|----|-------|-------------|-------------|
| 豆腐 | 3,203 | 856 (26.7%) | 112 (13.1%) |
| 納豆 | 2,815 | 614 (21.8%) | 83 (13.5%) |

資料：「平成15年度大豆製品の販売・表示等実態調査」
（（財）日本特産農産物協会）

国産大豆シンボルマークの表示例



(4) 大豆作経営安定対策(豆経)

大豆作経営安定対策については、制度発足以来、交付金大豆の販売価格が低下してきたため、毎年度、補てんを行い、農家の経営安定に寄与してきた。

しかしながら、大豆作経営安定対策の資金収支は、生産量の急増に伴い、販売価格が急落したこと年々資金造成額を上回る補てん額となつたことから、大幅な赤字状況となっている。

資金収支の赤字は、販売価格が安定すれば徐々に改善が見込まれることから、実需者ニーズに合つた大豆を生産し、販売価格を安定させることが大切である。

また、制度を安定的に運営する観点からは、補てん基準価格の算定方法のあり方や補てん金額の交付範囲などについての検討が課題となっている。

大豆作経営安定対策の実績

(単位：円/60kg, 億円)

| | 12年産 | 13年産 | 14年産 |
|------------|-------|-------|-------|
| a 補てん基準価格 | 7,620 | 7,089 | 6,227 |
| b 入札価格 | 5,653 | 4,501 | 4,585 |
| c 補てん金単価 | 1,490 | 2,101 | 1,267 |
| d 資金造成額 | 21 | 25 | 23 |
| e 補てん金額 | 34 | 63 | 39 |
| f=d-e 資金収支 | 13 | 38 | 16 |
| g 資金残高 | 12 | 49 | 64 |

注1:補てん基準価格及び補てん金単価は加重平均

注2:入札価格は特農協会において実施された入札取引における全平均価格(消費税抜き)

注3:資金残高は各年産補てん金交付後の残高